

生活再建支援制度と手続き

生活再建への取り組み

地震などの自然災害で被災した際に、生活再建への取り組みを行うさまざまな制度が用意されています。制度によっては、地震などで被災した家屋や事業所などの被害の程度を証明する「り災証明書」が必要になるので、在宅地の区市町村に申請します。その上で、生活再建に向けた各種申請を必要に応じて行なっていきます。また、地震保険などに加入している場合は、保険金を受け取ることができます。

親や子供などが死亡した	→ 災害弔慰金
負傷や疾病による障害が出た	→ 災害障害見舞金
当面の生活資金や 生活再建の資金が必要	→ 被災者生活再建支援金 → 災害援護資金
税金の減免を受けたい	→ 所得税の雑損控除 → 所得税の災害減免
住宅を再建したい	→ 災害復興住宅融資
仕事を再開したい	→ 公共職業訓練 → 求職者支援訓練 → 職業訓練受講
学校に復学したい	→ 日本学生支援機構の緊急・応急の奨学金 → 国の教育ローン災害特例措置
事業を再興したい	→ 災害復旧貸付 → 中小企業・農業漁業者への融資制度

東京に被害を及ぼした最近の台風・大雨

2005年9月4日～5日	大雨	床上浸水2,349、床下浸水2,129
2007年9月5日～7日	台風第9号	負傷者2、住家全壊2、一部損壊189
2009年8月9日	大雨	負傷者5、床上浸水7、床下浸水5
2010年7月5日	大雨	行方不明1、床上浸水336、床下浸水372、崖崩れ1
2010年12月2日～3日	大雨、強風	死者1、負傷者5、一部損壊1
2011年9月21日	台風第15号	負傷者6、一部損壊1、床下浸水3
2013年9月15日～16日	台風第18号	負傷者3、一部損壊4、床下浸水1
2013年10月16日	台風第26号	死者36、行方不明4、住家全壊46、半壊40

※東京に人的被害と2,000軒以上に被害を及ぼしたもの



2013年 台風第26号による伊豆大島の土砂災害



り災証明書

り災証明書は、地震や風水害などの災害によって住んでいる家屋が被災した場合、被害の程度を区市町村長が証明するものです。給付金や融資、災害義援金の受給、税金、国民健康保険などの支払い猶予や減免、公的利用サービス料の減免、保険金の支払い請求、応急仮設住宅への入居申請などに必要となります。

り災証明書の判断基準

り災証明書は、各種被災者支援策適用の判断材料として幅広く活用されています。り災証明書の発行は区市町村の職員が判定し、住宅（持ち家、賃貸住宅）の被災程度によって表のような区分になります。詳細は在宅地の区市町村に確認してください。

被害の程度	損害割合
全壊	50%以上
大規模半壊	40%以上 50%未満
中規模半壊	30%以上 40%未満
半壊	20%以上 30%未満
準半壊	10%以上 20%未満
準半壊に至らない (一部損壊)	10%未満

災害弔慰金

災害によって亡くなられた方及び行方不明者になった方の家族は、災害弔慰金を受け取ることができます。詳細は在宅地の区市町村に確認してください。

弔慰金額	<input type="checkbox"/> 生計維持者が死亡した場合： 区市町村条例で定める額（500万円） <input type="checkbox"/> その他の者が死亡した場合： 区市町村条例で定める額（250万円）
対象者	<input type="checkbox"/> 災害で亡くなられた方の遺族 (1. 配偶者、2. 子、3. 父母、4. 孫、5. 祖父母) <input type="checkbox"/> いずれもいない場合には、兄弟姉妹 (死亡当時その者と同居し、または生計を同じくしていた者)

災害障害見舞金

災害によって重度の障害を被った場合には、災害障害見舞金を受け取ることができます。詳細は在宅地の区市町村に確認してください。

見舞金額	<input type="checkbox"/> 生計維持者が重度の障害を受けた場合： 市町村条例で定める額（250万円） <input type="checkbox"/> その他の者が重度の障害を受けた場合： 市町村条例で定める額（125万円）
対象者	<input type="checkbox"/> 両眼が失明した人 <input type="checkbox"/> 咀嚼及び言語の機能を廃した人 <input type="checkbox"/> 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要する人 <input type="checkbox"/> 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する人 <input type="checkbox"/> 両上肢をひじ関節以上で失った人 <input type="checkbox"/> 両上肢の用を全廃した人 <input type="checkbox"/> 両下肢をひざ関節以上で失った人 <input type="checkbox"/> 両下肢の用を全廃した人 <input type="checkbox"/> 精神または身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各項目と同程度以上と認められる人

被災者生活再建支援金

災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金が支給されます。詳細は区市町村に確認してください。

支給額	<input type="checkbox"/> 全壊など 100万円 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 50万円
住宅の再建方法に応じて 支給する支援金（加算支援金）	<input type="checkbox"/> 建設・購入 200万円 <input type="checkbox"/> 補修 100万円 <input type="checkbox"/> 賃借（公営住宅を除く） 50万円

※一度住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（または補修）する場合は、合計で200（または100）万円。

※世帯人数がひとりの場合は、各支給額の4分の3の金額。



災害援護資金

災害により負傷または住居、家財の損害を受けた方は、災害援護資金を借りることができます。ただし、所得制限があります。詳細は在宅地の区市町村に確認してください。

世帯主に1ヵ月以上の負傷がある場合	<input type="checkbox"/> 当該負傷のみ	150万円
	<input type="checkbox"/> 家財の3分の1以上の損害	250万円
	<input type="checkbox"/> 住居の半壊	270万円
	<input type="checkbox"/> 住居の全壊	350万円
世帯主に1ヵ月以上の負傷がない場合	<input type="checkbox"/> 家財の3分の1以上の損害	150万円
	<input type="checkbox"/> 住居の半壊	170万円
	<input type="checkbox"/> 住居の全壊 (全体の滅失または流失の場合を除く)	250万円
	<input type="checkbox"/> 住居の全体の滅失または流失	350万円

貸付利率	<input type="checkbox"/> 年3%（据置期間中は無利子） <input type="checkbox"/> 3年以内（特別の場合5年） <input type="checkbox"/> 10年以内（据置期間を含む）
------	--

所得税の雑損控除

災害によって、日常生活に必要な住宅・家財・衣類などの資産について損害を受けた場合は、確定申告時に一定金額の所得控除を受けることができます。控除できる金額は、①所得税法の雑損控除か、②災害減免法による所得税の減免措置があり、いずれか有利な方を選択できます。詳細は在宅地を管轄する税務署に確認してください。

所得税の災害減免

被災した年の所得金額が1,000万円以下で、住宅や家財の損失額が時価の50%以上の場合には、所得税の減免を受けられます。ただし、所得税の雑損控除を受けない場合に限ります。詳細は在宅地を管轄する税務署に確認してください。

そのほか減免される税金など

災害の規模や被災程度に応じて、税金や保険料などの減免・控除を受けられる場合がありますので、下表の該当部署に相談してください。

税務署に申請	<input type="checkbox"/> 相続税・贈与税など
最寄りの区市町村に申請	<input type="checkbox"/> 住民税・固定資産税（23区は都税事務所）など <input type="checkbox"/> 国民健康保険料・介護保険料
都税事務所に申請	<input type="checkbox"/> 個人事業税
日本年金機構に申請	<input type="checkbox"/> 国民年金
契約している事業所に申請	<input type="checkbox"/> 電気・ガス・上下水道・電話料金、NHK受信料など



災害復興住宅融資

災害によって被害が生じた住宅の所有者または居住者は、住宅建替えのための災害復興住宅融資を利用することができます。融資が受けられるのは、原則として一戸当たりの住宅部分の床面積が13m²以上、175m²以下の住宅です。また、融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。詳細は融資を行っている独立行政法人住宅金融支援機構に確認してください。

実施機関	独立行政法人住宅金融支援機構
利用できる人	半壊以上の「り災証明書」を受けた人で、一戸当たりの住宅部分の床面積が、13m ² 以上175m ² 以下の住宅の所有者、賃借人または居住者
資金の使い道	自宅の建設、購入または補修
融資限度額	<input type="checkbox"/> 建設資金 基本融資額 1,650万円／特別加算額 510万円 <input type="checkbox"/> 土地取得資金 970万円 <input type="checkbox"/> 整地資金 440万円
利率	基本融資 0.91%／特別加算 1.81%
返済期間	35年以内

(2014年2月現在)

応急仮設住宅

応急仮設住宅は、災害により住宅が全壊、全焼、流出するなどして、居住する住宅がなく、自らの資力で住宅を確保することができない人が入居の対象となります。また、応急仮設住宅の建設が間に合わないときは、民間賃貸住宅の借り上げによる、みなし仮設住宅への入居も可能です。東京都では、被災状況に応じて、都営住宅などの公的住宅の活用、民間賃貸住宅の借り上げ及び仮設住宅の建設により、被災者に応急仮設住宅を迅速かつ的確に供給する計画です。

地震保険

日本では、いつ地震や津波などによって家屋や家財が損壊するかわかりません。そのときに備えて被害額をカバーすることができるのが地震保険や共済です（火災保険とは異なる）。地震保険は、地震・噴火、またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失による損害を補償する地震災害専用の保険です。地震を原因とする液状化による被害も対象になります。

地震保険の受け取り

地震保険は対象となる建物・家財の損害程度に応じて、保険金が支払われます。火災や津波で保険証書が手元になくても、本人確認ができれば、保険金の受け取りの手続きができます。



日常生活の支援制度

仕事の再開

仕事を失った場合はハローワークで仕事を探すほか、職業訓練などの支援を受けることができます。

公共職業訓練	対象者 内容	<input type="checkbox"/> 雇用保険受給者 <input type="checkbox"/> 就職に必要な技能や知識を習得する訓練を無料で受けられます（テキスト代などは本人負担）。
求職者支援訓練	対象者 内容	<input type="checkbox"/> 自営業者や雇用保険未加入者など、雇用保険を受給できない人 <input type="checkbox"/> 就職に必要な技能や知識を習得する訓練を無料で受けられます（テキスト代などは本人負担）。
職業訓練受講	対象者	<input type="checkbox"/> 雇用保険を受給できない人で、ハローワークの支援指示給付金により職業訓練を受講し、一定の要件を満たした人。

学校への復学

被災によって家計が急変したり、学校が被災した場合には、就学費用や転校費用など、緊急・応急の奨学金の貸与を受けることができます。

日本学生支援機構の緊急・応急の奨学金	貸与条件 問い合わせ先	<input type="checkbox"/> 家計急変が発生してから12ヵ月以内、災害救助法適用地域に居住している世帯 <input type="checkbox"/> 現在通っている学校
国の教育ローン災害特例措置	貸与条件 問い合わせ先	<input type="checkbox"/> り災証明書などを持っている人を対象とした「災害特例措置」を実施することがあります。また、所得制限の一部緩和や返済期間の延長などの特例措置もあります。 <input type="checkbox"/> 日本政策金融公庫

災害復旧貸付

被災した中小企業の事業復旧を支援するのが災害復旧貸付です。一般的融資より返済期間が長く、元金の据置期間が長いなどのメリットがあります。詳細は日本政策金融公庫に確認してください。

利用できる人	<input type="checkbox"/> 指定災害により被害を受けた中小企業者
資金の使い道	<input type="checkbox"/> 災害復旧のための設備資金及び長期運転資金
融資限度額	<input type="checkbox"/> 直接貸付 1億5,000万円 <input type="checkbox"/> 代理貸付 直接貸付の範囲内で別枠7,500万円
基準利率	<input type="checkbox"/> 1.4～2.0%（2015年4月現在）
返済期間	<input type="checkbox"/> 設備資金 10年以内（うち据置2年以内） <input type="checkbox"/> 運転資金 10年以内（うち据置2年以内）
担保・保証人	<input type="checkbox"/> 担保設定の有無、担保の種類は相談の上で決定

中小企業・農林漁業者への融資制度

被害を受けた中小企業に対して、商工組合中央金庫が設備資金や運転資金を融資し、金融機関からの借り入れに対して、信用保証協会が保証します。また、被害を受けた農林漁業者に対して運転資金や経営資金を融資。農協などの組合に対しても低金利で事業資金を融資します。

主な融資内容	<input type="checkbox"/> 商工組合中央金庫による中小企業への災害復旧資金 <input type="checkbox"/> 各地域の信用保証協会による中小企業への信用保証 <input type="checkbox"/> 日本政策金融公庫による農林漁業者支援 <input type="checkbox"/> 住まいの区市町村による農林漁業者への天災融資制度
--------	--

